

令和6年10月3日

市政記者クラブ 様

健康福祉局健康部感染症対策課

担当：楫屋、鈴木

電話：972-4375 FAX：972-4203

令和6年度高齢者を対象とした新型コロナウイルス感染症 予防接種の実施について

本市では、予防接種法に基づく高齢者を対象とした新型コロナウイルス感染症予防接種について、下記のとおり実施しますのでお知らせします。

記

1 概要

区分	内容
接種の種類	定期接種（B類）
接種対象者	接種日時点で名古屋市民で、以下のいずれかに該当する方 1. 65歳以上の高齢者 2. 60～64歳で重症化リスクの高い方（※） ※心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方（障害単独で身体障害者手帳1級相当） 約608,000人（1、2の計）
使用するワクチン	オミクロン株JN.1系統対応1価ワクチン
実施期間	令和6年10月15日（火）～令和7年1月31日（金） ※高齢者インフルエンザ予防接種と同時期
接種回数	1回
接種場所	市内指定医療機関 10月3日になごや予防接種ナビ掲載 https://nagoya.city-hc.jp 
自己負担金	3,200円 ※自己負担金免除制度あり

2 自己負担金免除制度

生活保護世帯、市民税非課税世帯に属する方及び中国残留邦人等に対する支援給付の受給者の名古屋市民が対象で、次の証明書類のうちいずれか1つを接種時に提出することにより自己負担金が免除されます。

- （1）令和6年度確定版の介護保険料納入通知書（名古屋市が発行したもので、かつ、保険料段階が第1～4段階のものに限る。）の写し
- （2）生活保護受給証明書の原本

- (3) 市民税非課税確認書の原本
- (4) 中国残留邦人等に対する支援給付に係る本人確認証の写し

3 接種方法

- (1) 接種の予約
市内指定医療機関に直接予約をしていただきます。
※集団接種は実施しません。
- (2) 本人確認書類を持参して、予約した医療機関へ行きます。
※60～64歳の方は障害の程度を証明する診断書又は身体障害者手帳の写し（1級）も必要です。
※自己負担金免除制度を利用する方は、証明書類も必要です。
- (3) 医療機関にあります予診票に必要事項を記入します。
※予診票・接種券は自宅等には届きません。
- (4) 医師の間診の上、接種を受けます。
- (5) 自己負担額を窓口で支払います。（自己負担金免除制度利用の方は無料）

4 その他

- (1) 定期接種の対象外の方が接種する場合は、全額自己負担の任意接種となります。
- (2) その他予防接種に関する一般的なお問い合わせは、予防接種電話相談窓口（電話：052-972-3969 受付：午前9時～午後5時30分（土曜・日曜・祝休日・12/30～1/3を除く））までお問い合わせください。